平成２１年（フ）第４６号
岩手県二戸市福岡字川又85番地２
債務者　明石　八一
１　決定年月日時　平成21年９月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２１年（フ）第１５７号
群馬県太田市由良町294番地２
債務者　小笠原美智子
１　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２０１号
群馬県太田市由良町1762番地16
債務者　間中喜代司
１　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２９０号
奈良県橿原市五井町263番地の１　コンフォール吉村201号
債務者　川東　直美
１　決定年月日時　平成21年９月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３１６号
奈良県橿原市白橿町４丁目23番４―202号
債務者　上西美根子
１　決定年月日時　平成21年９月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３３９号
奈良県大和高田市田井新町９番18―510号
債務者　中島　千恵
１　決定年月日時　平成21年９月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３４８号
奈良県橿原市東坊城町416番地の１県住坊城団地３棟406号、住民票上の住所奈良県大和高田市大字大谷710番地の10
債務者　花岡　勝弘
１　決定年月日時　平成21年９月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３６５号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地26―402
債務者　久保　　忍
１　決定年月日時　平成21年９月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３７０号
奈良県大和高田市昭和町２番２―506号
債務者　追分　昌宏
１　決定年月日時　平成21年９月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３７１号
奈良県大和高田市田井新町５番17号
債務者　野村八重子（旧姓加藤）
１　決定年月日時　平成21年９月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３８０号
奈良県香芝市逢坂２丁目564番地の１アーバンハイツ103号
債務者　長田　志津（旧姓木村・長友）
１　決定年月日時　平成21年９月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３８２号
奈良県北葛城郡上牧町米山台３丁目14番３―２号
債務者　山口　知加
１　決定年月日時　平成21年９月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３９２号
奈良県香芝市別所114番地の20
債務者　宮下　弘美
１　決定年月日時　平成21年９月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第１０６号
三重県志摩市志摩町越賀1922番地１
債務者　小川　清宏
１　決定年月日時　平成21年９月16日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第１０７号
三重県鳥羽市河内町477番地４
債務者　奥村　春巳
１　決定年月日時　平成21年９月16日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第６２号
岩手県九戸郡洋野町大野第８地割55番地４
債務者　林　志保子
１　決定年月日時　平成21年９月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月10日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２１年（フ）第４８４号
静岡県浜松市東区子安町317番地の７
債務者　林　　茂幸
１　決定年月日時　平成21年９月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月６日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１４６号
静岡県富士市中央町２丁目５番９号　301号、前住所静岡県富士市水戸島２丁目16番13号、前々住所静岡県富士市松岡1300番地12
債務者　齋藤　信也
１　決定年月日時　平成21年９月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月28日午前10時
静岡地方裁判所富士支部